１．一般事項

(1)共通仮設費率及び現場管理費率の算定の用いる工期（Ｔ）は、9.0ヶ月とする。

(2)工事上の留意事項

本工事の施工に伴う周辺道路、建築物、工作物等への損傷に対する復旧や、補償などに要する費用は、すべて受注者の負担とする。現場周辺の道路における通行者等の安全に充分留意をし、付近住民への迷惑行為のないよう配慮すると共に、ＴＶ受信障害の苦情に対しては速やかに監督員と協議すること。また、近隣との相互理解に努め、発注者と連絡を密にし、付近の住民に対して誠意と責任のある対応をすること。

(3)工事の施工にあたっては、工事用資材等を運搬するダンプトラック等の大型自動車による交通事故防止の観点から、ダンプカー事業者に対しては、ダンプカー協会（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第１２条に規定する団体を言う。）加入車を優先的に使用させるように配慮すること。

(4)建設業退職金共済制度（以下「建退共」と言う。）に加入している受注者は、工事契約を締結後１ヶ月以内に建退共に発注者用掛金収納書を提出すること。又、建退共に加入していない受注者は、すみやかに加入し掛金収納書を提出すること。なお、期限内に提出できない特別の事情がある場合は発注者に申し出ること。

(5)受注者（請負者と契約に基づき事業を実施する者を含む。以下同じ）は、この契約にかかる工事の施工に必要な無技能労働者については、公共職業安定所の紹介する失業者を雇用するよう努めること。

(6)工事費の支払い条件

令和　　年度　　％

令和　　年度　　％

令和　　年度　　％

(7)暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(8)火災保険等について

請負契約書第５１条の規定により、工事目的物及び工事材料を下記保険に付すこと。

(ｱ)保険種別

保険種別は下記のとおりとし、いずれかの保険契約をすること。

普通火災保険、火災建築保険、建設工事保険、組立保険

(ｲ)加入を要しない単独工事

外構、植栽、書架制作据付、地盤調査、解体、敷地調査、草地造成等

(ｳ)保険契約の時期、加入期間、対象金額

①保険契約の時期、加入期間、対象金額

保険種別		加入時期	加入期間	保険対象金額
建設工事保険		工事開始時	工期後１９日	請負金額の１００％以上
組立保険		機材搬入時	同上	同上
普通火災保険	建築	基礎完了時	同上	請負金額の８５％以上
火災建築保険	設備	機材搬入時	同上	請負金額の９５％以上

	その他	機材搬入時	同上	請負金額の１００％以上

②契約変更に伴い、当初の請負金額の１５％を超える増額（累計した額）が行われた場合、又は工期を延長した場合は、ただちに前表に準じて加入内容変更の措置を講ずること。

(ｴ)受注者は、保険証書の写しを、発注者に１部提出すること。

(9)”CORINS”（工事実績データ）への登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

提出期限　　発注時登録データは契約締結後10日以内
　　完成時登録データは工事完成後10日以内
　　変更時登録データは変更契約締結後10日以内

（問い合わせ先一般財団法人日本建設情報総合センター（03-3505-0411）又は一般財団法人日本建設情報総合センター東北地方センター（022-223-9665））

(10)デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の(ｱ)から(ｴ)の全てを実施することとする。

(ｱ)機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領２．(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(ｲ)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、(ｱ)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領２．(3)撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(ｳ)小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(ｲ)に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領４．で規定されている写真編集には該当しない。

(ｴ)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、(ｲ)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

２．共通事項

(1)摘要

(ｱ)本章以降は、項目、特記事項の順に構成するものとする。

(ｲ)項目は、○印の付いたものを適用する。

(ｳ)特記事項は、○印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印が付いている場合は、共に適用する。

・適用基準等

※営繕工事写真撮影要領(平成 31 年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修

※工事写真撮影ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ(平成 30 年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

※青森県営繕事業に係る電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(平成 29 年 4 月)青森県県土整備部建築住宅課

※青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ｶﾞｲﾄﾞﾌﾟﾗﾝ」を遵守すること。

※建設副産物適正処理推進要綱

・施工条件等

施工の制約 ⊙なし ・あり(　　)

・概成工期

工事期限より日　　前

⊙電気保安技術者

⊙適用する

工事現場におく電気保安技術者は、標準仕様書による。

⊙工事期間中停止させない設備

※なし ・あり(　　)

⊙材料、機材の品質等

⊙材料、機材の品質

(1)本工事に使用する材料及び機材等は、設計図書に規定するもの、又はこれらと同等のものとする。

(2)「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(年版)による。

(3)使用する機材等が前項(2)による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第 1 編第 1 章第 4 節 1･4･2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。但し、標準仕様書に規定される製作図･試験成績書等は除く。

⊙本県に本店、支店、営業所を有するﾒｰｶｰ製品及び可能な限り県産材を使用すること。

⊙「青森県ﾘｻｲｸﾙ製品認定制度」に基づく認定ﾘｻｲｸﾙ製品及び「ﾚｯﾂ buy あおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について

(1)「青森県ﾘｻｲｸﾙ製品の認定及び使用の推進に関する条例「(青森県ﾘｻｲｸﾙ製品認定制度)第９条第１項の規定により制定された「青森県認定ﾘｻｲｸﾙ製品優先使用指針」に基づき工事が実施されるように努めること。

(2)認定ﾘｻｲｸﾙ製品を使用する場合は、監督職員の指示する様式に必要事項を記入し、公衆の見やすい場所に掲示すること。

(3)認定ﾘｻｲｸﾙ製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後、監督職員の指示する様式に必要事項を記入のうえ提出すること。

・化学物質を放散する建築材料等

(1)仕上塗材、塗料、ｼｰﾘﾝｸﾞ材、接着剤その他の化学製品の選択及び取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全ﾃﾞｰﾀｼｰﾄの内容を把握するとともに、現場に常備し、記載内容の周知徹底を図ること。

(2)接着剤・塗料等の使用に当たっては、使用方法や使用量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとること。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。

・使用する材料は、JISZ7253(GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ｰﾗﾍﾞﾙ、作業場内の表示及び安全ﾃﾞｰﾀｼｰﾄ(SDS))による安全データシート(SDS)等により確認を行い、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材を使用しないこと。

・技能士

本工事の完成に必要な作業及びその作業に従事する職種について適用する。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

工事種別	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	型枠施工	型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALC ﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ﾌﾞﾛｯｸ建築	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
	ALC ﾊﾟﾈﾙ施工	ALC ﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業
		ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業
		塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業
		ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
		ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業
		改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業
		FRP 防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
ﾀｲﾙ工事	ﾀｲﾙ張り	ﾀｲﾙ張り作業

木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
	ｽﾚｰﾄ施工	ｽﾚｰﾄ工事作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	ｻｯｼ施工	ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	自動ﾄﾞｱ施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業
	ｻｯｼ施工	ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業
		ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業
		ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業
		加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ作業
植栽工事	造園	造園工事作業

⊙特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

⊙監督員事務所

・設ける　※設けない

設ける場合の仕上げは下表を標準とする。

部位等	仕上げ等
床	合板張又はﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張
内壁・天井	合板又はせっこうﾎﾞｰﾄﾞ張、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張、又は鉄板張のうえ調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗

備品は次のものを標準とし備えること。

保護帽、ｺﾞﾑ長靴、雨ｶﾞｯﾊﾟ、机、いす、ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ、懐中電灯、消火器、電話、書棚、衣類ﾛｯｶｰ、掛時計、温度計、冷暖房機器、湯沸かし器

⊙工事用水

構内既存の施設　⊙利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⊙工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

・交通整理員

・置く（工事期間中　　人　　日）

・施工中の環境保全等

施工に使用する建設機械は、低騒音型・低振動型及び排出ｶﾞｽ対策型建設機械とすること。

・建設副産物の適正処理

(1)総則

建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進要綱」及び「平成 18 年版建築工事における建設副産物管理ﾏﾆｭｱﾙ・同解説（国土交通省）」によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとともに、再資源化により得られた建設資材の積極的な活用に努めること。

(2)契約前の事前説明

（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（以下「建設ﾘｻｲｸﾙ法」という。）第 8 条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。）

落札者は、契約締結前に、監督職員に対して建設ﾘｻｲｸﾙ法第 12 条第 1 項の規定による説明（書面の様式は監督職員の指示による。）を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当者へ提出すること。

(3)産業廃棄物税

本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場（中間処理施設経由を含む。）に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を積算しているものである。

(4)建設副産物の処理

とりこわしにより発生する建設副産物は、以下の施設での受入れとして積算している。

名称	施設の名称	施設の所在地	備考
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	（株）片山組	南津軽郡大鰐町長峰鯖野沢 101-51	
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	（株）片山組	南津軽郡大鰐町長峰鯖野沢 101-51	
建設発生木材	北砲興発（株）	黒石市富田 123	

(5)産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び備え付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の規定により、運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、自己の産業廃棄物を運搬する場合を含め、同法施行規則に定められた事項を車体の両側面に見やすいように表示するとともに、同規則に定められた書面を当該車内に備え付けること。

(6)産業廃棄物の適正な処理の確認

ﾏﾆﾌｪｽﾄの提出はＡ票とＥ票の写し（完成時にＥ票が提出出来ない場合はＤ票とし、後日Ｅ

票を提出すること。)を提出し、工事写真に搬出及び処分場への搬入、計量の写真を添付すること。

(7)再資源化等の完了の報告

（建設ﾘｻｲｸﾙ法第 9 条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。）

受注者は、再資源化等が完了したとき、監督職員に対して建設ﾘｻｲｸﾙ法第 18 条第 1 項の規定による報告（書面の様式は監督職員の指示による。）を行うこと。

・発生材の処理等

(1)発生材（建設副産物）と処理方法

種別	対象品目	分析調査
・発注者へ引渡しを要するもの	※PCB 含有機器類 ※微量 PCB ※PCB 含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・要・不要 ・要・不要 ・要・不要 ・要・不要
・再利用を図るもの	・	
・再資源化を図るもの（注１）	※ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ※ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ※建設発生木材 ※建設汚泥 ※建設混合廃棄物 ※金属類 ※小形二次電池 ・蛍光ﾗﾝﾌﾟ ・HID ﾗﾝﾌﾟ ・ｶﾞﾗｽ ・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手（注２） ・	
・処理に注意を要するもの	・CCA 処理木材 ・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ ・0.1%を超えて石綿を含有するもの ・ひ素・ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	
・特別管理産業廃棄物	・ｱｽﾍﾞｽﾄ（除去作業に使用した保護具及び養生材を含む） ・廃油 ・廃酸、廃ｱﾙｶﾘ ・ﾀﾞｲｵｷｼﾝ含有廃棄物 ・	特記による ・要・不要 ・要・不要 ・要・不要 ・要・不要
・特殊な建設副産物	・ﾌﾛﾝ ・ﾊﾛﾝ ・煙感知器（ｲｵﾝ化式） ・六ﾌｯ化硫黄（SF6）ｶﾞｽ ・PFOS ・特定化学物質（　　）	・要・不要 ・要・不要 ・要・不要 ・要・不要 ・要・不要 ・要・不要

（注１）上記以外の廃棄物についても、可能な限り再資源化に努めること。

（注２）塩化ﾋﾞﾆﾙ管・継手協会のﾘｻｲｸﾙｼｽﾃﾑを活用するなどして、再資源化を図る。処理終了後はﾏﾆﾌｪｽﾄ・購入証明書等の写しを監督職員に提出する。

(2)簡易型建設副産物実態調査

本工事は、建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ（(通称 COBRIS) 以下「ｼｽﾃﾑ」という。）の登録対象工事であることから、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該ｼｽﾃﾑにﾃﾞｰﾀの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と協議するものとする。

(ｱ)再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、施工計画書に含め監督再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、施工計画書に含め監督職員に提出する。職員に提出する。

(ｲ)再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出する。

⊙ｱｽﾍﾞｽﾄの処分等

⊙撤去、処分に当たっては、解体共通仕様書 6 章「ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材の除去及び処理」及び「石綿障害予防規則(平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号)」、その他関係法規に準拠し、適切に施工すること。

・ｱｽﾍﾞｽﾄを含有する建築設備　　※なし　　・あり(下記による)

⊙専門工事業者

ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。

⊙石綿作業主任者

石綿作業主任者技能講習又は H18.3 以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者のうちから選任すること。

⊙除去作業者

ｱｽﾍﾞｽﾄ除去作業を行う労働者は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者であること。

・ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の処理等

材料	厚さ(mm)	処理を行う範囲

⊙化学物質の濃度測定

工事完成前に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行い、測定結果報告書を監督職員に提出すること。また、測定の結果が、厚生労働省が設定した化学物質の室内濃度の指針値を超えた場合は、監督職員と協議すること。

(1)測定対象化学物質　　※(ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ)　⊙ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ

(2)測定対象室・測定箇所数　※図示

(3)測定方法

(ｱ)空気の採取

※拡散方式(※測定ﾊﾞｯﾁﾞ・ﾊﾟｯｼﾌﾞｻﾝﾌﾟﾗｰ・ﾊﾟｯｼﾌﾞｶﾞｽﾁｭｰﾌﾞ)

・吸引方式

(ｲ)測定・分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した以下の方法によって行う。または、以下と相関の高い方法によって行うこともできる。

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ：高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法

揮発性有機化合物：ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法

⊙技術検査

工事施工途中における技術検査（中間検査）は下表を原則とし、監督職員と協議すること。なお、技術検査時、工事写真等を電子ﾃﾞｰﾀにより検査する場合に必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。

(1)建築工事

(ｱ)新営工事

構造	検査工程
・RC 造(SRC 造含む)にあっては、3 階建て以上のもの又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの	1.基礎工事完了時 2.躯体工事完了時（原則１階）
・S 造にあっては、3 階建て以上のもの又は延べ面積が 500 ㎡を超えるもの並びに 20m を超えるｽﾊﾟﾝを有するもの	1.基礎工事完了時 2.鉄骨建方完了時
・W 造にあっては、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの	1.軸組完了時
・用途、構造及びその他の事由により必要と認められるもの	・基礎工事完了時 ・躯体工事完了時 ・

(ｲ)改修工事・解体工事

⊙躯体の改修又は補修が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修又は補修工法の施工完了時に行う。

⊙屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行う。

⊙発注者が必要と認めた工程（別途監督員の指示による）

(2)設備工事

(ｱ)新営工事

・機材が天井仕上げ等で隠ぺいされる前（原則１回）

・主要な機器が水没等により不可視となる前

・発注者が必要と認めた工程（別途監督員の指示による）

(ｲ)改修工事

⊙新営工事に準じて行う。

・工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。また、可能な限り地元建設業者を使用すること。

(1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2)下請負者が平川市入札参加資格者名簿登載業者である場合には、指名停止期間中でないこと。

(3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

・報告書

(1)施工体制台帳及び施工体系図

下請負業者と契約締結後速やかに、施工体制台帳及び施工体系図各１部を監督職員に提出すること。施工体台帳及び施工体系図は工事現場に備えるものとし、現場表示も併せて行うこと。

(2)主要機器資材ﾒｰｶｰ報告書

使用する主要機器資材ﾒｰｶｰ報告書１部を監督職員に提出すること。

(3)技能士報告書

本章で技能士が適用された場合は、報告書１部を監督職員に提出すること。

・工事の一時中止

(1)工事の一時中止に係る計画の作成

契約書第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けること。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

(2)工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・提出図書等

(1)完成時の提出図書

提出図書等	部数	備考
完成写真（改修工事の場合は着工前を左、完成写真を右に入れる）	１部	
工事写真	１部	
実施工程表	１部	
完成図 ※二つ折り製本 ※Ａ４判二つ折り製本	 ３部 ３部	

・黒表紙金文字入製本(折りたたみ→A4) ※CAD による DXF 形式、ｵﾘｼﾞﾅﾙ形式及び PDF 形式（全ての図面及び特記仕様書を工種毎に 1 つの PDF ﾌｧｲﾙにまとめること）	部 1 部	
施工計画書（工事期間中に監督職員の承諾を受けたものをとりまとめたもの）	1 部	
承認図	1 部	
施工図	1 部	
保全に関する資料(標仕(1.7.3)(1)に示す内容) ※建築物等の利用に関する説明書 ※機器取扱い説明書 ※機器性能試験成績書 ※官公署届出書類 ※主要材料、機器一覧表 ・総合試運転調整報告書	1 部	
工事関係資料 ※施工者連絡先一覧表 ・打合記録簿(指摘事項、協議記録等) ・機器完成図 ・機器設定値等一覧表(温度、圧力、風量、作動範囲等の設定値及びその設定者等) ・機器付属品・保守工具等一覧表 ・	1 部	
その他監督職員が指示する書類 ※現場説明書 ・	1 部	

(2)その他

(ｱ)電子納品は、「青森県営繕事業に係る電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に準ずる。

(ｲ)提出図書等は、透明コンテナ（D540*W378、蓋付き、容量 40～50ℓ 程度）に納めて納入すること。また、外装に工事番号、工事名及び書類名を記入すること。

(ｳ)貸与された CAD ﾃﾞｰﾀは本工事における施工図及び竣工図の作成のため以外に使用しないこと。

(ｴ)建築物等の利用に関する説明書は、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)(国土交通省大臣官庁営繕部)」を参考にするものとする。

(ｵ)毎月末日までに月間の工事報告書を提出すること。